

第12回 筑後川学識者懇談会 議事要旨

日時：令和7年8月28日(木) 10:00～11:30

場所：国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所 第3会議室（WEB会議）

出席者：(委員) 楠田委員長、矢野副委員長、阿南委員、鬼倉委員、古賀委員、

小松委員、葉山委員 (徳田委員：欠席)

(事務局) 筑後川河川事務所長 他

(○：委員意見、●：事務局発言)

議事1) 筑後川総合水系環境整備事業の事業再評価【資料-2】

- ・事務局より「筑後川総合水系環境整備事業の事業再評価」について説明。
- ・対応方針原案のとおり、事業を継続することです承された。

(主な質問・意見)

○グリーンインフラの取り組みについて具体的に教えてほしい。

●グリーンインフラは自然が持っている機能を最大限活用する取り組みであり、治水事業では多自然川づくりによる生物の生息・生育場の保全・創出に取り組んでいる。かわまちづくりにおいても自然の持っている水辺等の機能を利用した活性化に取り組んでいる。

○筑後川流域治水プロジェクト2.0とは何がどう変わったのか。

●流域治水プロジェクト2.0は、整備計画を基に気候変動に対応するメニューを新たに付け加えたものである。

○アユの産卵場との記述があるが、筑後大堰が回遊魚の遡上にあまり良い影響を与えていないので産卵場の機能はなくなっているのではないか。

●筑後大堰には魚道が設置されており魚類に配慮した構造となっている。中流域にアユの産卵場があるため、筑後川の機能として生息場や産卵場と記載している。

○河川環境に関する社会経済情勢等の大きな変化は、ネイチャーポジティブの視点が世界の潮流になったことである。これを踏まえ国土交通省は2024年に新たな川づくりのあり方（「環境に対して定量的な目標を定める」、「災害復旧も含めてあらゆる事業でネイチャーポジティブを実現する機会と捉える」等）を示しているので、本来はそういった情勢の変化を記述すべきであり、それを反映してどうしていくのかというところまで踏み込むとよい。

○残事業の便益はどのように算出したのか。

●全体便益を全事業に対する残事業の割合で案分して出している。

○モニタリング調査について具体的に教えてほしい。

●モニタリング調査では、利用者数の変化により事業効果が出ているかを調べる。新たなモニタリング手法として、現地でカウントするだけでなく、AIカメラによる利用者の分析、スマートフォンの位置情報データ等を用いて、利用者数の増減を見ていきたいと考えている。

○今後の提案だが、モニタリング調査で現地に来た方へ支払い意思額をヒアリング等することも有効ではないか。

●今後の検討としたい。

○久留米市街部地区の利用件数が令和4年だけ突出している要因を教えてください。

●コロナ禍のキャンプブームの影響で令和4年はバーベキュー利用が多かった。

○大石地区のモニタリング調査では、どのような視点で実施するのか。モニタリングで得ようとしている情報は何か。

●大石地区の環境整備事業の効果を確認するため、事業箇所の利用者数の変化を調査する。大石地区は観光施設として筑後川温泉があるため、宿泊客や日帰り客の人数の変化を調査する。

○PDCA サイクルという発想はないのか。

●今後、モニタリング調査で確認するが、安全に目的が達成して必要性も果たしたとなれば、5年で事業完了となる。

○維持管理としての草刈り・清掃活動について、地域が主体とはコストを全てボランティアに委ねているのか。具体的な実行体制について教えてください。

●かわまちづくり支援制度で整備が終わった後は地域で管理するため、事業評価の費用には草刈り費用は含めていない。実施体制は、地元住民だけでなく、市も含めた形で管理されており、久留米市街部地区は久留米市の公園として位置づけられているので、久留米市が公園管理の中で除草を行っている。また、地域の清掃活動イベントの際に地域の方がゴミ拾いや草刈りを行っている。

○対応方針原案のとおり、「事業を継続する」で了承する。

以上